

# パブリックコメント案件概要

案件名: 第3次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画の策定について

## 1. 施策の概要

「配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス以下「DV」という。)の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づき「第3次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」を策定します。

## 2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

本市では、DVの未然防止、被害者の発見から保護、自立支援等に取り組み、DVを容認しない社会の実現を図るため、DV防止法に基づく基本計画として、平成24年度から5年ごとに「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」を策定し、DV対策を推進してきました。

現行の第2次計画は、平成30年度から令和4年度までの5か年計画としており、その計画期間が令和4年度末をもって終了することから、「第3次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」を策定します。

計画の進捗管理や評価にあたっては、DV防止ネットワーク会議において連携・調整を図るとともに、学識経験者等で構成される男女共同参画審議会に計画の実施状況について意見聴取を行っています。

## 3. 目指す姿・対応策など

DV支援内容は複雑、多岐に渡ることから、配偶者暴力相談支援センターを軸とした多様な関係機関との連携強化を図り、次の3つの方向性に基づき、実効性ある被害者支援への取組を進めます。

### 1 被害者の安全確保

被害者の情報管理及び安全確保の徹底

### 2 自立・被害からの回復への支援

被害者の新たな生活に向けた支援及び心身の回復のための支援

### 3 相談・支援体制の充実

DVの予防啓発と相談窓口の周知、被害者の早期発見、配偶者暴力相談支援センターを中心とした切れ目のない相談・支援体制の充実、子どもの安全・安心な生活の確保

## 4. 施策の対象範囲・期間など

対象: 市民、事業者、行政など本市に関わる全ての主体

期間: 令和5年度から令和9年度まで

## 5. 市民意向調査の概要(ステップ1、2省略の場合はその理由)

令和4年9月1日から9月20日までの間、ホームページを活用した意見聴取を行い、配偶者等に恋人も含まれることや、国のDV法の改正の動向について記載してほしいといった意見が寄せられました。

## 6. 施策の検討経過

### (1) 素案検討過程での主な論点

学識経験者・関係団体等で構成される尼崎市男女共同参画審議会の意見聴取を経て、素案を作成しました。素案の作成にあたっては、令和3年度に策定した第4次尼崎市男女共同参画計画と重複する部分を整理し、DV対策に特化した内容で策定することや、市民に分かりやすい計画とするため施策体系をスリム化(基本目標5つ⇒3つ、階層3つ⇒2つ)することについて議論を行いました。また、DVに関する説明を冒頭に記載し、SNSの普及など昨今の社会状況にあわせた事例を盛り込んだり、相談先を記載したりして、被害に気付き、相談を促す内容とするよう議論を行いました。

### (2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

—

## 7. 今後のスケジュール

令和4年12月28日～令和5年1月17日 市民意見公募手続の実施

令和5年2月 パブリックコメントの結果公表

## 8. 添付資料

第3次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画(素案)

## 9. お問い合わせ先

総合政策局文化・人権担当ダイバーシティ推進課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館7F

電話番号06-6489-6658 ファックス(FAX)06-6489-6661

メールアドレス(Eメール) ama-danjo@city.amagasaki.hyogo.jp